

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 神川町 (都道府県: 埼玉県)
本事業の担当部局名 町民福祉課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	神川町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,800,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 神川町の近年の結婚件数及び結婚率は、平成27年度の65件・4.838をピークに年々減少し、令和4年度には33件・2.510となり、以前は100人を超えていた出生数も、令和4年度には47人まで減少している。令和4年の合計特殊出生率は、0.7と人口維持に必要とされる出生率2.07を大幅に下回っている。出生率の低迷に伴う人口減少が当町の課題である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 町では、育児パッケージの贈呈や給食費の無償化、子ども医療費の対象年齢を18歳まで拡大等子育て支援を実施しているが、今後は、子育て支援を推進するとともに、結婚を希望しながら経済的理由により躊躇している若い世代を対象に本事業を実施し、結婚の後押しを行うことにより婚姻率の上昇を図りたい。 ＜本個別事業の位置付け＞ 「第2期神川町総合戦略」においては、基本目標の1つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、「結婚へ向けた出会いの場の提供」・「妊娠から出産への支援」・「子育てしやすい環境の整備」を基本方針としている。そこで、子どもは町の将来を担う宝との認識のもと、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組み、結婚・妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行っている。本事業は、上記施策の「結婚へ向けた出会いの提供」に位置づけられる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
なし			

2. 申請見込

①新規世帯見込	4	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和5年4月から令和5年12月までの婚姻届出受理件数から1年間の受理件数を見込み、その15%を対象として計上
 ・29歳以下見込件数 16件 ・39歳以下見込件数 11件

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	4 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	4 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>					
(29歳以下)	2	世帯	×	600,000	円 = 1,200,000 円
(その他)	2	世帯	×	300,000	円 = 600,000 円
				(継続補助)	0 円
				合計	1,800,000 円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

- ・広報かみかわ・ホームページに記事を掲載 ・チラシを作成し、婚姻届けを提出する方全てに配布
- ・周知内容: 制度の内容、対象者、補助金額、対象経費、申請方法、問い合わせ先等

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		神川町の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数		件	5 (令和5年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			0.7 (令和4年度)	
	婚姻件数		件	33 (令和4年度)	
婚姻率			2.5 (令和4年度)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	50
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	60	50	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県は、SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会を活用し、オンライン相談や出張相談会が実施できるように人員や設備の整備及びSNS等を活用した総合的な広報を行う。 市町村は、①各市町での出張相談会を実施するための会場の確保、②各市町のSNSでのPR、チラシ・動画の掲示等による広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者等に対し、チラシ配架等について協力していただくことで、当町に居住を検討している対象夫婦に情報を提供する。				